通所型サービスにおける基準等概要

サービス種別	介護予防通所介護相当サービス（従前相当）	通所型サービスＡ(基準緩和)
サービス内容の考え方	○食事・入浴等の介助や生活機能向上のための機能訓練等 ○有資格者等による専門的な機能訓練、入浴、排泄、食事等の介助が必要なケース等 ※運動器機能向上加算に準じた計画の作成等が必要	○レクリエーションや閉じこもり予防等を中心としたサービス ○必ずしも有資格者等による専門的なサービスを必要としないサービス　等
実施方法	事　業　所　指　定	
人員基準	（介護予防通所介護と同様） ①管理者：※常勤・専従1以上 ②生活相談員：※専従1以上 ③看護職員：（原則）専従1以上 ④介護職員：利用者15人まで　※専従１以上 利用者15人を超える　利用者1人につき専従0.2以上 ⑤機能訓練指導員：１以上 ※①(支障がない場合、他職種、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可) ※②④（1以上は常勤）	①管理者：※専従1以上 ②従事者：利用者15人まで　※専従１以上 利用者15人を超える　利用者1人につき専従0.1以上 ※①(支障がない場合、他の職種、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可)
設備基準	（介護予防通所介護と同様） ①食堂、機能訓練室　（3㎡×利用定員以上） ②静養室、相談室、事務室 ③消火設備その他の非常災害に必要な備品 ④必要なその他の設備・備品	①サービス提供するために必要なスペース（3㎡×利用定員以上） ②必要な設備・備品 ※要介護者等と一体型で運営する場合、処遇に支障のないことを前提に事業所全体の利用定員に対し、必要なスペースを確保する必要あり。
運営基準	・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・従業者の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等、事故発生時の対応 ・廃止・休止届出と便宜の提供　等　（介護予防通所介護と同様）	・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・従業者の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等、事故発生時の対応 ・廃止・休止届出と便宜の提供　等　（介護予防通所介護に準じる）
市独自の運営基準	○記録の整備 ・記録の保存期間について、当該サービスを提供した日から5年間保存すること。 ○人権擁護推進員、衛生管理推進員、災害対策推進員の配置 ・人員基準として配置するものではないので、新たに人員を確保する必要はない。 ・複数名を任命することも可。 ・人権擁護推進員にあたっては、従事者に対し必要な人権擁護に関する研修を実施すること。	
単価 利用対象者 上限等	○月額報酬 ①要支援１・事業対象者　週１回程度　１，７９８単位／月 ②要支援２　週２回程度　３，６２１単位／月 ○加算・減算　厚生労働大臣が定める基準による （介護職員処遇等改善加算等を含む。）	○１回当たりの報酬単価 ①２時間以上３時間未満　２６０単位／回（送迎含む。） ②３時間以上　３２５単位／回（送迎含む。） ○加算・減算は適用しない。 ○サービス利用対象者及び上限回数 ①事業対象者・要支援１　週１回程度　月　５回まで ②要支援２　週２回程度　月10回まで
利用料	単価×１割、２割又は３割相当	
給付管理	要支援者⇒介護度による予防給付の支給限度額　、　事業対象者⇒原則として、予防給付による要支援１の限度額	
事業者への支払	国保連経由での審査・支払（Ａ５・Ａ６コード）	国保連経由での審査・支払（Ａ７コード）